

## 予 防 関 係

### ☆一般家庭も消火器を置かなければいけないのですか？

一般家庭には消火器を置く義務はありませんが、もし火災がおこった場合すぐに消火できるように設置しておいたほうがよいでしょう。

### ☆防火管理者になりたいのですが？

さつま町消防本部でも防火管理者資格取得講習会を開催していますので、この講習を修了する必要があります。毎年1回の開催ですので、さつま町消防本部のホームページやさつま町広報「おしらせ判」等で実施時期をお知らせいたします。

### ☆防火管理者の手帳を紛失したのですが再発行はできますか？

防火管理者資格取得講習会を受講した消防本部(局)にお問い合わせください。  
なお、さつま町消防本部で受講された方であれば、再発行することができます。  
ただし、平成22年度から全国一斉に手帳方式は廃止され、賞状形式に変更されています。

### ☆住宅用火災警報器はいつから義務化されるのですか？

さつま町は、新築の住宅は建築時に、すでに建築済みの住宅は平成23年6月1日からの設置が条例で決められています。住宅用火災警報器は、火災を早く知り逃げ遅れによる死者をなくす効果が期待できますので、できるだけ早めの設置をお願いいたします。